## 福島労働局からのお知らせ

## I イベント・行事

## 職業安定部

## 1．「ユースエール認定企業に対する認定通知書交付式」を開慛します。

担当：職業安定課 関 電話：024－529－5396

「青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）」に基づき，若者の採用•育成に積極的で，離職率•有給休暇取得実績などが一定水準を満たしており，若者の雇用管理状況などが優良な中小企業を認定する「ユースエール認定企業」に，次の企業を認定しました。

- 交付式日時 令和 5 年 8 月22日（火） $14: 00$ 予定
- 会 場 福島合同庁舎 3 階共用会議室
- 認定企業 日栄工業株式会社（電気機械器具製造業）

所在地 福島市下鳥渡字新町西33番地 1従業員（常用労働者）数 32 名【認定年月日 令和5年6月12日】

ケミコン東日本マテリアル株式会社（電気機械器具製造業）所在地 喜多方市字下川原8086番地 1従業員（常用労働者）数 119名【認定年月日 令和5年6月12日】

## 2．「出張八ローワーク！ひとり親全カサポートキャンペーン」を実施しむす。担当：職業対策課 山下 電話：024－529－5463

ひとり親の就労支援を強化するため，児童扶養手当受給者が児童扶養手当の現況届を提出する 8 月の時期に合わせて，各八ローワークが市役所及び関連施設に臨時相談窓口 を設置する「出張八ローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」を実施します。

## 【実施期間】

資料No1
令和5年8月1日（火）～8月31日（木）

## 【実施内容】

－市役所及び関連施設に，八ローワークの臨時相談窓口を設置し，児童扶養手当を受給しているひとり親の方に対して，きめ細やかな職業相談•職業紹介を実施します。
－キャンペーンにあたってリーフレットを作成し，市町村等の関係機関を通じ てひとり親に配布し，八口ーワークの支援内容について周知を図ります。

## 3．「令和 5 年度 第 1 回 褔社の職場 合同就闇説明会」が開催されます。担当：職業対策課 山下 電話：024－529－5463

## 資料No2

福祉の職場の人材確保を図るため，「福祉の職場WEB説明会•合同就職説明会」が開催さ れます。
【実施内容】
「福島県福祉人材センター」ホームページ特設サイトにて，参加法人紹介ページを設け，求職者に対する施設•求人情報等を揭載し（ $6 / 1 \sim 8 / 31$ ），県内 5 会場で参加法人 と求職者等が直接対面する「合同就職説明会」を開催します。8月においては，下記の会場にて開催します。

いわき会場：令和5年8月19日（土）13：30～16：00 いわき・ら・ら・ミュウ
※当日は，「八ローワークコーナー」を設け，来場者（求職者）への求人情報提供や個別職業相談を行います。

## II 法令の施行

## 職業安定部

職業安定法施行規則の一部改正担当：需給調整事業室 澤田 電話：024－529－5746資料No3

令和6年4月より，募集時等に明示すべき事項が追加されます

求人企業•職業紹介事業者等が労働者の募集を行う場合•職業紹介を行う場合等には，募集する労働者の労働条件を明示することが必要ですが，令和6年4月1日からは，新た に以下の事項についても明示することが必要となります。

1 従事すべき業務の変更の範囲
2 就業の場所の変更の範囲
3 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項
（通算契約期間又は更新回数の上限を含む）

## III 公表事案

## 1 労働基準部

## 県內労働災害発生状況

## 担当：健康安全課 田村 笪話：024－536－4603

令和 5 年（6月）の災害発生状況を取りまとめました。

|  | 令和5年 |  | 令和4年 |  | $\begin{array}{ccc} \text { 対 } & \text { 前 } & \text { 年 } \\ \left(\begin{array}{ll} \text { 死 } & \text { 傷 } \end{array}\right. \text { 者) } \end{array}$ |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 死傷者 | $\begin{gathered} \hline \text { うち } \\ \text { 死亡者 } \end{gathered}$ | 死傷者 | $\begin{array}{\|c} \hline \text { うち } \\ \text { 死亡者 } \end{array}$ | 増减数 | 増減率 <br> （\％） |
| 全 業 種 合 計 | 1，229 | 10 | 1，253 | 12 | －24 | －1．9 |
| 製 造 業 | 205 | 2 | 256 | 2 | －51 | －19．9 |
| 鉱 業 | 2 | 0 | 3 | 0 | －1 | －33．3 |
| 建 設 業 | 140 | 4 | 197 | 5 | －57 | －28．9 |
| 運 輸 交 通 業 | 111 | 2 | 125 | 1 | －14 | －11．2 |
| 貨 物 取 扱 業 | 3 | 0 | 8 | 0 | －5 | －62．5 |
| 農 林 業 | 26 | 1 | 17 | 0 | 9 | 52.9 |
| 畜産•水 産 業 | 8 | 0 | 11 | 0 | －3 | －27．3 |
| 上記以外の事業小計 | 734 | 1 | 636 | 4 | 98 | 15.4 |
| 商 業 | 148 | 1 | 154 | 1 | －6 | －3．9 |
| 金 融 広 告 業 | 3 | 0 | 8 | 1 | －5 | －62．5 |
| 保健衛 生 業 | 414 | 0 | 282 | 0 | 132 | 46.8 |
| 接 客 娯 楽 業 | 53 | 0 | 57 | 0 | －4 | －7．0 |
| 清掃 ・と畜 業 | 48 | 0 | 54 | 0 | －6 | －11．1 |
| 上記以外の事業 | 68 | 0 | 81 | 2 | －13 | －16．0 |

（注）労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

## 県內労働災害発生状況

## 担当：健康安全課 田村 郦話：024－536－4603

## 令和5年（6月）の災害発生状況を取りまとめました。

（新型コロナウイルス感染症り患による労働災害を除いた数値）


（注）労働者死傷病報告（休業4日以上）による。

## 2 職業安定部

## 令和5年3月新覞高等学校卒業者の職業紹介状況について公表します。

令和 5 年 6 月末現在（最終集計）の状況をとりまとめました。

| 1 | 就職内定率 | 99．9\％（前年同期比 増減なし） |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 2 | 就瞳内定者数 | 3，546人 | 同 | 5． $8 \%$ の減 | ） |
| 3 | 就職未内定者数 | 1人 | 同 | 50．0\％の減 | ） |
| 4 | 求人数 | 8，917人 | 同 | 6． 9 \％の増 | ） |
| 5 | 県内受理求人 への就職割合 | 74．1\％ | 同 | 2． 1 ポイントの減 | ） |

## 福島労動局

## がんばるあなたを八ローワークが応援します ！！

## 福島県内の市役所及び関連施設に，ハローワークの臨時相談窓口を設置します！普段は忙しくて八ローワークに来ることができないお父さん，お母さん

児童扶養手当の現況届の提出の際に，お気軽にハローワークに ご相談ください。【令和5年8月相談会日程】※相談は無料です。お気軽にお立ち寄以ください。

正社員求人もご用意してい ます！

| 市町村 | 8月 開催日（曜日）時間 | 場 所 | 担当ハローワーク |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 福島市 | $\begin{gathered} \text { 3日(木), 4日(金) } \\ 10: 30 ~ 16: 30 \end{gathered}$ | 福島市保健福祉センター2階 | $\begin{gathered} \text { ハローワーク福島 } \\ (\text { TEL 024-534-4121 42\#) } \end{gathered}$ |
| 伊達市 | $\begin{gathered} \hline \text { 29日 (火), 30日(水) } \\ \text { 10:30~16:00 } \\ \hline \end{gathered}$ | 伊達市役所本庁舎1階 シルクホール | ／＂ |
| いわき市 | $\begin{gathered} \text { 23日(水), 24日 (木) } \\ 9: 30 ~ 11: 30 \\ \hline \end{gathered}$ | いわき市内郷•好間•三和地区保健福祉センター | $\begin{gathered} \text { ハローワークいわき } \\ (\text { (TEL 0246-23-1421 44\#) } \end{gathered}$ |
| ＂ | $\begin{gathered} \hline \text { 17日(木) } \\ 14: 00 \sim 16: 00 \\ \hline \end{gathered}$ | いわき市小名浜地区保健福祉センター | ハローワーク小名浜 （TEL 0246－54－6666） |
| ／ | $\begin{gathered} \text { 21日(月) } \\ \text { 13:00~15:00 } \end{gathered}$ | いわき市役所 勿来支所 2階会議室 | ハローワーク勿来 <br> （TEL 0246－63－3171） |
| 会津若松市 | $\begin{gathered} \hline \text { 10日(木), 25日(金) } \\ 9: 00 \sim 12: 00 \\ \hline \end{gathered}$ | 会津若松市役所栄町第2庁舎 （2階相談ブース） | ハローワーク会津若松 <br> （TEL 0242－26－3333 44\＃） |
| 喜多方市 | $\begin{gathered} \text { 4日(金) } \\ 10: 00 \sim 12: 00 \end{gathered}$ | 喜多方市役所本庁舎 1階相談室 | ハローワーク喜多方 （TEL 0241－22－4111） |
| 郡山市 | $\begin{gathered} 9 \text { 日(水) } \\ 9: 30 \sim 12: 00 \end{gathered}$ | 郡山市 ニコニコこども館 3階マザーズコーナー | $\begin{gathered} \text { ハローワーク郡山 } \\ \text { (TEL 024-942-8609 44\#) } \end{gathered}$ |
| 田村市 | $\begin{gathered} \hline \text { 8日(火) } \\ 13: 00 \sim 15: 00 \end{gathered}$ | 田村市役所 1階 106会議室 | ／ |
| 白河市 | $\begin{array}{\|c\|} \hline \text { 4日 (金), 16日 (水), 31日 (木) } \\ 13: 30 \sim 15: 30 \end{array}$ | 白河市役所本庁舎1階 相談室2 | $\begin{gathered} \text { ハローワーク白河 } \\ (\text { TEL 0248-24-1256) } \end{gathered}$ |
| 須賀川市 | $\begin{gathered} \text { 20日(日) } \\ 9: 30 \sim 12: 00 \end{gathered}$ | 須賀川市役所 本庁舎 2 階 <br> ウルトラ会議室脇相談スペース | ハローワーク須賀川 <br> （TeL 0248－76－8609） |
| 南相馬市 | $\begin{gathered} \text { 18日(金) } \\ 13: 30 \sim 15: 00 \end{gathered}$ | 南相馬市役所東庁舎 1階相談室 | $\begin{gathered} \text { ハローワーク相双 } \\ \text { (TELO244-24-3531) } \end{gathered}$ |
| ＂ | $\begin{gathered} \text { 21日(月) } \\ 13: 30 \sim 15: 00 \end{gathered}$ | 南相馬市役所 鹿島区役所 1階相談室 | ／／ |
| 相馬市 | $\begin{gathered} \text { 24日(木) } \\ \text { 14:00~16:00 } \end{gathered}$ | 相馬市役所 <br> 1階社会福祉課相談室3 | $\begin{gathered} \text { ハローワーク相馬 } \\ (\text { TELO244-36-0211) } \end{gathered}$ |
| 本宮市 | $\begin{gathered} \hline \text { 17日(木), 18日(金) } \\ \text { 14:00~16:00 } \end{gathered}$ | 本宮市民元気いきいき応援プラザ えぽか2階 | $\begin{gathered} \text { ハローワークニ本松 } \\ (\text { TEL 0243-23-0343) } \\ \hline \end{gathered}$ |

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により，開催が中止となる場合がございます。
詳細については，各ハローワークへお問い合わせください。



넴 12：30－14：30
（受付開始／12：20）
4所 会津若松市社会福祉協議会 （会津若松市追手町5－32）


W谳 12：30－14：30
（受付開始／12：20）
所 南相馬市社会福祉協㦈会 （南相馬市原町区小川町322－1）


（受付開始／13：20）
所 いわき・ら・ら・ミュウ
（いわき市小名浜字辰已町43－1）
さらに!

来場者全員に
バルテイをプレゼント！

2）雇用保険受給者は求職活動実績になります！
（3）各種相談 $\quad$ も設置！



全会場感染防止対策を設けて実施いたします。

社会福社法人福鳥県社会福祉㫚議会 福祉人材センター合わせ先


「福島県福祉人材センター」ホームページ
URL https：／／f－fjc．com／


## Point． 01 空いている時間に見れる！

Point． 02 県内施設の求人情報や魅力を掲載！

Point． 03合同就職説明会に参加して，揭載施設と直接話そう！


## 2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

## 党集時などに明示すべき労働条件が迫加されます！

2024年4月から，労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際，明示し なければならない労働条件が追加されます。（※労㗢基準法に基づく労働帮約締結時の明示義務と同樣の改正）

## 追加される明示事項

求職者等に対して明示しなければならない労働条件に，以下の事項が追加されま ました。
（1）従事すべき業務の変更の範囲＊
（2）就業場所の変更の範囲＊
（3）有期労働契約を更新する場合の基準
（通算契約期間または更新回数の上限を含む）
※「変更の範囲」とは，雇入れ直後にとどまらず，将来の配置転換など今後の見込みも含めた，締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

## 



| 試用期間 |
| :---: |
| 就業場所 |
| 就業時間 |
| 休鶑時間 |
| 休日 |

試用期間あり（3か月）

| （雇入れ直後） | 東京本社 | （変更の範囲） | －支社 | ．．．（2） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |

9：30～18：30
12：00～13：00
土日，祝日（年末年始を含む）
あり（月平均20時間）
時間外労働
$\qquad$
裁量労働制を採用している場合は，以下のような記載が必要です。
例：企画業務型裁量労働制により，•時間働いたものとみなされます。
月給 25 万円（ただし，試用期間中は月給20万円）

賃金

加入保険
受動喫墣防止措置
募集者の氏名または名称
（派遣労働者として雇用する場合のみ）

時間外労働の有無に関わらずー定の手当を支給する制度（いわゆる「固定
残業代」）を採用する場合は，以下のような記載が必要です。
（1）基本給－•円（（2）の手当を除く額）
（2）■■手当（時間外労働の有無に関わらず，•時間分の時間外手当として $\mathbf{\Delta} \boldsymbol{\Delta}$ 円を支給）
（3）×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
雇用保険，労災保険，厚生年金，健康保険
屋内禁煙
○株式会社
（「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労動者として雇用することを示すことが必要です。）

[^0]保つ義務があります。

## 明示事項の記載例

## （1）•②変更の範囲」

| 業務内容 | （雇入れ直後）法人営業 | （変更の範囲）$)$ 製造業務を除く当社業務全般 |
| :---: | :--- | :--- |
|  | （雇入れ直後）経理 | （変更の範囲）法務の業務 |


| 就 業 場 所 | （雇入れ直後）大阪支社（変更の範囲）本社および全国の支社，営業所 |
| :--- | :--- |
|  | （雇入れ直後）渋谷営業所（変更の範囲）都内23区内の営業所 |

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で，出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には，そ の旨を明示するようにしてください。
（3）有期契約を更新する場合の基準

| 契約期間 | 期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） |
| :---: | :---: |
|  | 契約の更新 有（契約期間満了時の業務量，勤務成績により判断）＊通算契約期間は4年を上限とする。 |
|  | 契約の更新 有（自動的に更新する）契約の更新回数は3回を上限とする。 |

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく，「勤務成績，態度により判断する」「会社の経営状況により判断する」など，具体的に記載いただくことが望ましいです。

## 【参考】明示するタイミング等について

－ハローワーク等への求人の申込みや自社ホームページでの募集，求人広告の掲載を行う場合は，求人票や募集要項において，少なくとも前述のような労働条件を明示しなけれ ばなりません。
－ただし求人広告のスペースが足りない等，やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝 えします」などと付した上で，労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合，原則，面接などで求職者と最初に接触する時点までに，全ての労働条件を明示する必要があります。
－また，面接等の過程で当初明示した労働条件が変更となる場合は，その変更内容を明示 する必要があります。この明示は速やかに行ってください。
－労働契約締結時には労働基準法に基づき，労働条件通知書等により労働条件を明示する ことが必要です。ここでの明示についても，今回の職業安定法施行規則の改正と同様の改正が行われており，2024年4月1日以降，明示しなければならない労働条件が追加され ます。

## 関連情報

令和 6 年4月より，募集時等に明示すべき事項が追加されます（厚生労働省HP内） https：／／www．mhlw．go．jp／stf／seisakunitsuite／bunya／koyou roudo u／koyou／haken－shoukai／r0604anteisokukaisei1．html
今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を揭載しています。


## 令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直し について（無期転換ルール及び労働契約関係の明確化）（厚生労働省HP内） <br> https：／／www．mhlw．go．jp／stf／newpage 32105．html <br> 労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており，その資料等を掲載しています。

## 職業紹介事業者の皆さま

2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

## 

2024年4月から，求職者に対して明示しなければならない労働条件の追加や，手数料表 などの情報提供の方法の見直しを内容とする，改正職業安定法施行規則が施行されます。
（※明示する労働条件の追加は，労働基準法に基づく労働契約締結時の明示義務と同様の改正）

## 1．追加される明示事項

求職者に対し明示しなければならない労働条件に，以下の事項が追加されました。
求人企業からこれらの情報が適切に伝えられているかご確認ください。
（1）従事すべき業務の変更の範囲＊
（2）就業場所の変更の範囲＊
（3）有期労働契約を更新する場合の基準
（通算契約期間または更新回数の上限を含む）
※ 「変更の範囲」とは，雇入れ直後にとどまらず，将来の配置転換など今後の見込みも含めた，締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

## 最低限明示しなければならない労働条件 $\square$ 今回の改正で追加される明示顐



| 試用期間 |
| :---: |
| 就業場所 |
| 就業時間 |
| 休憩時間 |
| 休日 |

試用期間あり（3か月）

| （雇入れ直後）東京本社（変更の範囲）$\quad \bullet$ 支社 $\quad \cdots$（2） |
| :--- | :--- | :--- | :--- |

9：30～18：30
12：00～13：00
土日，祝日（年末年始を含む）
あり（月平均20時間）
時間外労働
$\qquad$
裁量労働制を採用している場合は，以下のような記載が必要です。
例：企画業務型裁量労働制により，－時間働いたものとみなされます。
月給 25 万円（ただし，試用期間中は月給20万円）賃金

時間外労働の有無に関わらずー定の手当を支給する制度（いわゆる「固定

加入保険
受動呹煙防止措置
募集者の氏名または名称
（派遣労働者として雇用する場合のみ）

残業代」）を採用する場合は，以下のような記載が必要です。
（1）基本給－•円（（2）の手当を除く額）
（2）■■手当（時間外労働の有無に関わらず，－時間分の時間外手当として $\mathbf{A}$－円を支給）
（3）×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
雇用保険，労災保険，厚生年金，健康保険
屋内禁煙
○株式会社
（「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。）

[^1]保つための措置を講じる義務があります。

## 明示事項の記載例

## （1）•②「変更の範囲」

| 業務内容 | （雇入れ直後）法人営業 | （変更の範囲）$)$ 製造業務を除く当社業務全般 |
| :---: | :--- | :--- |
|  | （雇入れ直後）経理 | （変更の範囲）法務の業務 |


| 就 業場 所 | （雇入れ直後）大阪支社（変更の範囲）本社および全国の支社，営業所 |
| :--- | :--- |
|  | （雇入れ直後）渋谷営業所（変更の範囲）都内23区内の営業所 |

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で，出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には，そ の旨を明示するようにしてください。
（3）有期契約を更新する場合の基準

| 契約期間 | 期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） |
| :---: | :---: |
|  | 契約の更新 有（契約期間満了時の業務量，勤務成績により判断）＊通算契約期間は4年を上限とする。 |
|  | 契約の更新 有（自動的に更新する）契約の更新回数は3回を上限とする。 |

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく，「勤務成績，態度により判断する」，「会社の経営状況により判断する」など，具体的に記載いただくことが望ましいです。

## 2．手数料表などの情報提供の方法

－有料職業紹介事業者が事業所内に掲示しなければならない下記の事項につき，当該揭示に代えて自社ホームページなどでも情報提供ができるようになります。
－自社ホームページ上で情報提供するにあたっては，自社の職業紹介サービスを利用する求人企業側が当該サービス利用時に必ず参照するページなど，閲覧に便利な場所に掲載いただくことが望 ましいです。
（1）手数料表
（2）返戻金制度に関する事項を記載した書面
③ 業務の運営に関する規程
※人材サービス総合サイト上での手数料表，返戻金制度の情報提供は引き続き必要です。

## 関連情報

令和6年4月より，募集時等に明示すべき事項が追加されます（厚生労働省HP内） https：／／www．mhlw．go．jp／stf／seisakunitsuite／bunya／koyou roudo u／koyou／haken－shoukai／r0604anteisokukaisei1．html
今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を揭載しています。

## 令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直し について（無期転換ルール及び労働契約関係の明確化）（厚生労働省HP内）

https：／／www．mhlw．go．jp／stf／newpage 32105．html
労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており，その資料等を掲載しています。

## 2024（令和6）年4月1日施行 改正職業安定法施行規則

## 企業から受ける労敫条件明示のルールが変わります！

2024年4月から，募集広告や職業紹介を受ける際に，求人企業などから明示され る労働条件が追加されます。（※労働基準法に基づく労働契約縞結時の明示義務と同椂の改正）

## 追加される明示事項

求職者に対して求人企業等が明示しなければならない労働条件に，以下の事項が追加されました。
（1）従事すべき業務の変更の範囲＊
（2）就業場所の変更の範囲＊
（3）有期労働契約を更新する場合の基準
（通算契約期間または更新回数の上限を含む）
※「変更の範囲」とは，雇入れ直後にとどまらず，将来の配置転換など今後の見込みも含めた，締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいます。

## 最低限明示しなければならない労働条件 $\square$ 今回の䋊で迫加える明事顆

| 記載が必要な項目 | 記載例 |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 業務内容 | （雇入れ直後） | 一般事務 | （変更の範囲） | －－事務 |  | ．．．1） |
| 契約期間 | 期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） |  |  |  |  |  |
|  | 契約の更新 有（ ○により判断する） <br> 更新上限 有（通算契約期間の上限－年／更新回数の上限 |  |  |  |  | ．．．3） |


|  |
| :---: |
| 就業場所 |
| 就業時間 |
| 休憩時間 |
| 休日 |

試用期間あり（3か月）
（雇入れ直後）東京本社（変更の範囲）• $\quad$ 支社

9：30～18：30
12：00～13：00
土日，祝日（年末年始を含む）
あり（月平均20時間）
時間外労働


裁量労働制を採用している場合は，以下のような記載が必要です。
例：企画業務型裁量労働制により，－時間働いたものとみなされます。
月給 25 万円（ただし，試用期間中は月給20万円）

賃金

加入保険
受動喫煙防止措置
募集者の氏名または名称
（派遣労働者として雇用する場合のみ）

時間外労働の有無に関わらずー定の手当を支給する制度（いわゆる「固定残業代」）を採用する場合は，以下のような記載が必要です。
（1）基本給－•円（（2）の手当を除く額）
（2）■■手当（時間外労働の有無に関わらず，－時間分の時間外手当として $\mathbf{\Delta} \mathbf{\Delta}$ 円を支給）
（3）×時間を超える時間外労働分についての割増賃金は追加で支給
雇用保険，労災保険，厚生年金，健康保険
屋内禁煙
○○株式会社
（「雇用形態：派遣労働者」というように派遣労働者として雇用することを示すことが必要です。）

## 明示事項の記載例

## （1）•②変更の範囲」

| 業 務内 容 | （雇入れ直後） 法人営業 | （変更の範囲）$)$ 製造業務を除く当社業務全般 |
| :---: | :--- | :--- |
|  | （雇入れ直後）経理 | （変更の範囲）法務の業務 |

就業場所

| （雇入れ直後）大阪支社（変更の範囲）本社および全国の支社，営業所 |
| :--- | :--- |
| （雇入れ直後）渋谷営業所（変更の範囲）都内23区内の営業所 |

※ いわゆる在籍出向を命じることがある場合で，出向先での就業場所や業務が出向元の会社の変更の範囲を超える場合には，そ の旨を明示するようにしてください。
（3）有期契約を更新する場合の基準

| 契 約 期 間 | 期間の定めあり（2024年4月1日～2025年3月31日） <br> 契約の更新 有（契約期間満了時の業務量，勤務成績により判断）※ <br> 通算契約期間は4年を上限とする。 <br> 契約の更新 有（自動的に更新する） <br> 契約の更新回数は3回を上限とする。 |
| :--- | :--- |

※ 「諸般の事情を総合的に考慮したうえで判断する」というような抽象的なものではなく，「勤務成績，態度により判断する」「会社の経営状況により判断する」など，具体的に記載いただくことが望ましいです。

## 【参考】企業が明示するタイミング等について

－ハローワーク等への求人の申込みや自社ホームページでの募集，求人広告の掲載を行う場合は，求人票や募集要項において，少なくとも前述のような労働条件を明示しなけれ ばなりません。
－ただし求人広告のスペースが足りない等，やむを得ない場合には「詳細は面談時にお伝 えします」などと付した上で，労働条件の一部を別途のタイミングで明示することも可能です。この場合，原則，面接などで求職者と最初に接触する時点までに，全ての労働条件を明示されることとなっています。明らかとなっていない労働条件などがないか，面接等で求人企業に確認することが大切です。
－また，面接等の過程で当初明示した労働条件が変更となる場合は，求人企業はその変更内容を明示する必要があります。
－労働契約締結時には労働基準法に基づき，労働条件通知書等により労働条件を明示する ことが必要です。ここでの明示についても，今回の職業安定法施行規則の改正と同様の改正が行われており，2024年4月1日以降，明示しなければならない労働条件が追加され ます。

## 関連情報

令和6年4月より，募集時等に明示すべき事項が追加されます（厚生労働省HP内） https：／／www．mhlw．go．jp／stf／seisakunitsuite／bunya／koyou roudo u／koyou／haken－shoukai／r0604anteisokukaisei1．html
今回の職業安定法施行規則の改正についての資料等を揭載しています。

## 令和4年度労働政策審議会労働条件分科会報告を踏まえた労働契約法制の見直し について（無期転換ルール及び労働契約関係の明確化）（厚生労働省HP内）

https：／／www．mhlw．go．jp／stf／newpage 32105．html
労働基準法に基づき労働契約締結時及び有期労働契約の更新時に求められる労働条件明示事項についても同様の改正がなされており，その資料等を揭載しています。


【照会先】
福島労働局職業安定部職業安定課
課 長 宇佐見 晃課長補佐 菅野 茂地方職業指導官 関 浩二
電話 024－529－5396（直通）

# 令和5年3月新規高等学校卒業者の職業紹介状況 <br> 【令和 5 年 6 月末現在】 

福島労働局（局長 井口 真嘉）は，令和 5 年 3 月に高等学校を卒業した生徒について，令和5年6月末現在における職業紹介状況を取りまとめました。

## 【概要】

1 就職内定率 99．9\％（前年同期比 増減なし）【図1：別表1】
2 就職内定者数
3，546人（同
5． $8 \%$ の減）【別表1】
3 就職未内定者数
1人（ 同
50．0\％の減）【別表1】
4 求人数 8，917人（同 6．9\％の増）【図2：別表1】
5 県内受理求人への就職割合 $74.1 \%$（同 2.1 ポイントの減）【図4：別表1】

注 本データは福島労働局管内における学校・ハローワークの紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものです。


[^2]| 図2 求人受理状況の推移 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 10， 000 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 8， 000 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 6， 000 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 4，000 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 2，000 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 0 | 受理 | 6月末 | 7月15日 | 7月末 | 8月末 | 9月末 | 10月末 | 11月末 | 12月末 | 1月末 | 2月末 | 3月末 | 4月末 | 5月末 | 6月末 |
| －5．3卒 | 813 | 7，276 | 7，963 | 8，139 | 8，425 | 8，605 | 8，692 | 8，763 | 8，818 | 8，855 | 8，884 | 8，914 | 8，917 | 8，917 | 8，917 |
| －－4．3卒 | 715 | 6，400 | 7，127 | 7，407 | 7，720 | 7，962 | 8，096 | 8，191 | 8，275 | 8，306 | 8，326 | 8，338 | 8，338 | 8，338 | 8，338 |
| －3．3卒 | 594 | 6， 084 | 6，776 | 7，040 | 7，336 | 7，558 | 7，781 | 7，898 | 7，965 | 8，006 | 8， 022 | 8， 030 | 8，030 | 8， 030 | 8， 030 |
| －2．3卒 | 1，101 | 7，425 | 8，541 | 8，845 | 9，118 | 9，321 | 9，468 | 9， 553 | 9，619 | 9，644 | 9，661 | 9， 672 | 9，672 | 9， 672 | 9，672 |
| ＊－31．3卒 | 958 | 7，632 | 8，691 | 9，116 | 9，479 | 9，752 | 9， 882 | 9，959 | 10， 045 | 10， 083 | 10， 100 | 10，114 | 10，116 | 10，115 | 10，118 |
| －—30．3卒 | 835 | 6，221 | 7， 709 | 8，110 | 8，539 | 8，910 | 9，118 | 9，193 | 9，273 | 9，310 | 9，342 | 9，344 | 9，344 | 9，344 | 9，344 |
| －29．3卒 | 1，304 | 4，944 | 6，993 | 7，420 | 7， 827 | 8，256 | 8，526 | 8，644 | 8，724 | 8，781 | 8，803 | 8，813 | 8，813 | 8，813 | 8，813 |

## 図36月末求人数8，917人の産業別内訳



前年同月との比較（数字は今年度の求人数）


図4 県内受理求人への就職割合の推移（各年6月末現在）


別表1 新規高等学校卒業者の求人•求職状況の推移（6月末現在）
厚生労働省福島労働局職業安定部

|  |  | 26．3卒 | 27．3卒 | 28．3卒 | 29．3卒 | 30．3卒 | 31．3卒 | 令和 2．3卒 | 3．3卒 | 4．3卒 | 5．3卒 | $\begin{aligned} & \text { 対 } \\ & \text { 4. } 3 \text { 卒比 } \\ & (\%, ~ \end{aligned}$ |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 卒業予定者数（a） | 19，124 | 18，821 | 18，279 | 18，586 | 17，867 | 17，802 | 17，491 | 16，780 | 16，395 | 15，677 | － 4.4 |
| $\begin{aligned} & \text { 求 } \\ & \text { 職 } \\ & \text { 乽 } \end{aligned}$ | 計（b） | 4，721 | 4，787 | 4，675 | 4，600 | 4，595 | 4，599 | 4，534 | 3，964 | 3，766 | 3，547 | A 5.8 |
|  | 県内（c） | 3，649 | 3，582 | 3，560 | 3，495 | 3，436 | 3，420 | 3，322 | 2，948 | 2，870 | 2，627 | － 8.5 |
|  | 県内比率（c／b） | 77.3 | 74.8 | 76.1 | 76.0 | 74.8 | 74.4 | 73.3 | 74.4 | 76.2 | 74.1 | － 2.1 |
|  | 県外（d） | 1， 072 | 1，205 | 1，115 | 1，105 | 1，159 | 1，179 | 1，212 | 1， 016 | 896 | 920 | 2.7 |
| 県内ハローワーク受理求人数（e） |  | 7，705 | 8，663 | 9，153 | 8，813 | 9，344 | 10，118 | 9，672 | 8， 030 | 8，338 | 8，917 | 6.9 |
| 求人倍率（e／b） |  | 1.63 | 1.81 | 1.96 | 1.92 | 2.03 | 2． 20 | 2． 13 | 2.03 | 2.21 | 2． 51 | 0.30 |
| $\begin{aligned} & \text { 就 } \\ & \text { 笑 } \\ & \text { 定 } \\ & \text { 者 } \end{aligned}$ | 計（f） | 4，704 | 4，784 | 4，667 | 4，598 | 4，591 | 4，595 | 4， 528 | 3，960 | 3，764 | 3，546 | － 5.8 |
|  | うち県内ハローワーク <br> 受理求人への就職（g） | 3，632 | 3，579 | 3，552 | 3，493 | 3，432 | 3，416 | 3， 317 | 2，945 | 2，868 | 2， 626 | － 8.4 |
|  | 県内比率（ $\mathrm{g} / \mathrm{f}$ ） | 77.2 | 74.8 | 76.1 | 76.0 | 74.8 | 74.3 | 73.3 | 74.4 | 76.2 | 74.1 | － 2.1 |
|  | うち県外ハローワーク受理求人への就職（h） | 1，072 | 1，205 | 1，115 | 1，105 | 1，159 | 1，179 | 1，211 | 1，015 | 896 | 920 | 2.7 |
| $\begin{aligned} & \text { 就 } \\ & \text { 䦔 } \\ & \text { 定 } \\ & \text { 蜼 } \end{aligned}$ | 計（f／b） | 99.6 | 99.9 | 99.8 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 0.0 |
|  | 県内（g／c） | 99.5 | 99.9 | 99.8 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 99.8 | 99.9 | 99.9 | 99.9 | 0.0 |
|  | 県外（h／d） | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 99.9 | 99.9 | 100.0 | 100.0 | 0.0 |
| $\begin{aligned} & \text { 未就 } \\ & \text { 芫 } \\ & \text { 定 } \\ & \text { 者䤒 } \end{aligned}$ | 計 | 17 | 3 | 8 | 2 | 4 | 4 | 6 | 4 | 2 | 1 | － 50.0 |
|  | 県内 | 17 | 3 | 8 | 2 | 4 | 4 | 5 | 3 | 2 | 1 | － 50.0 |
|  | 県外 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |

－福島労偅局管内の新規高卒者に係る6月末現在の求人•求職の状況を取りまとめたものです
（注1）「卒業予定者数」…県内の各ハローワークが，管内の高等学校に対し実施した「求職動向調査」の調查結果による
（注2）「求職者数」…学校又はハローワークの紹介により就職を希望する生徒数（県内就職希望者＋県外就職希望者）
（注3）「就職内定者数」の県内比率（ $\mathrm{g} / \mathrm{f}$ ）…県内ハローワーク受理求人への就職比率で，福島県が発表する「県内留保率」とは異なる


新規高等学校卒業者の月別求人•求職状況

|  |  | 7月末 | 8月末 | 9月末 | 10 月末 | 11 月末 | 12 月末 | 1 月末 | 2 月末 | 3 月末 | 4月末 | 5 月末 | 6 月末 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| $\begin{aligned} & \text { a } \\ & \text { 求 } \\ & \text { 職 } \\ & \text { 者 } \\ & \text { 数 } \end{aligned}$ | 3．3卒者 | 4，202 | 4， 160 | 4，099 | 4， 077 | 4， 056 | 4， 028 | 4， 014 | 3，995 | 3，972 | 3，968 | 3，966 | 3， 964 |
|  | 4．3卒者 | 3， 876 | 3， 852 | 3， 841 | 3，839 | 3， 827 | 3，816 | 3，810 | 3，789 | 3，778 | 3，770 | 3， 769 | 3，766 |
|  | 5．3卒者 | 3， 704 | 3， 684 | 3， 673 | 3， 672 | 3，593 | 3，590 | 3，579 | 3，583 | 3， 559 | 3，554 | 3， 548 | 3，547 |
|  | 男 子 | 2， 218 | 2， 216 | 2， 211 | 2， 203 | 2， 164 | 2，163 | 2， 162 | 2， 164 | 2，155 | 2，154 | 2， 150 | 2， 150 |
|  | 女 子 | 1，486 | 1，468 | 1，462 | 1，469 | 1，429 | 1，427 | 1，417 | 1， 419 | 1， 404 | 1，400 | 1，398 | 1，397 |
|  | 対3．3卒者比（\％） | － 11.9 | － 11.4 | － 10.4 | － 9.9 | － 11.4 | － 10.9 | － 10.8 | － 10.3 | － 10.4 | － 10.4 | （ 10.5 | － 10.5 |
|  | 対4．3卒者比（\％） | A 4.4 | A 4.4 | A 4.4 | － 4.4 | A 6.1 | － 5.9 | A 6.1 | （ 5.4 | （ 5.8 | － 5.7 | － 5.9 | － 5.8 |
| b <br> 求 <br> 人 <br> 数 | 3．3卒者 | 7， 040 | 7， 336 | 7，558 | 7，781 | 7，898 | 7，965 | 8， 006 | 8， 022 | 8， 030 | 8， 030 | 8， 030 | 8， 030 |
|  | 4．3卒者 | 7，407 | 7，720 | 7，962 | 8， 096 | 8，191 | 8， 275 | 8，306 | 8，326 | 8，338 | 8，338 | 8，338 | 8， 338 |
|  | 5．3卒者 | 8，139 | 8， 425 | 8， 605 | 8，692 | 8， 763 | 8，818 | 8， 855 | 8，884 | 8，914 | 8，917 | 8，917 | 8， 917 |
|  | 対3．3卒者比（\％） | 15.6 | 14.8 | 13.9 | 11.7 | 11.0 | 10.7 | 10.6 | 10.7 | 11.0 | 11.0 | 11.0 | 11.0 |
|  | 対4．3卒者比（\％） | 9． 9 | 9.1 | 8.1 | 7.4 | 7.0 | 6.6 | 6.6 | 6.7 | 6.9 | 6.9 | 6.9 | 6.9 |
| $\begin{aligned} & \text { C } \\ & \text { 求 } \\ & \text { 人 } \\ & \text { 倍 } \\ & \text { 率 } \\ & \text { 倍 } \end{aligned}$ | 3．3卒者 | 1.68 | 1． 76 | 1． 84 | 1． 91 | 1.95 | 1.98 | 1． 99 | 2.01 | 2.02 | 2.02 | 2.02 | 2.03 |
|  | 4．3卒者 | 1.91 | 2.00 | 2.07 | 2.11 | 2.14 | 2.17 | 2.18 | 2.20 | 2． 21 | 2.21 | 2.21 | 2.21 |
|  | 5．3卒者 | 2． 20 | 2． 29 | 2． 34 | 2． 37 | 2． 44 | 2． 46 | 2． 47 | 2． 48 | 2． 50 | 2.51 | 2.51 | 2.51 |
|  | 対3．3卒者比（ポイント） | 0.52 | 0.53 | 0.50 | 0.46 | 0.49 | 0.48 | 0.48 | 0.47 | 0.48 | 0.49 | 0． 49 | 0.48 |
|  | 対4．3卒者比（ポイント） | 0.29 | 0.29 | 0.27 | 0.26 | 0.30 | 0.29 | 0.29 | 0.28 | 0． 29 | 0.30 | 0.30 | 0.30 |
| d <br> 就 <br> 職 <br> 内 <br> 定 <br> 者 <br> 数 | 3．3卒者 |  |  |  | 2， 743 | 3， 463 | 3，758 | 3， 844 | 3，917 | 3， 957 | 3，959 | 3， 960 | 3，960 |
|  | 4．3卒者 |  | ／ | 2，649 | 3，261 | 3，497 | 3，608 | 3，672 | 3，723 | 3，759 | 3，761 | 3，762 | 3，764 |
|  | 5．3卒者 |  | － | 2，549 | 3， 064 | 3， 296 | 3，381 | 3， 440 | 3，507 | 3，543 | 3， 545 | 3，546 | 3，546 |
|  | 男 子 |  | － | 1，569 | 1，865 | 1，992 | 2， 040 | 2， 077 | 2， 124 | 2，146 | 2，148 | 2， 149 | 2，149 |
|  | 女子 |  | ， | 980 | 1，199 | 1， 304 | 1，341 | 1， 363 | 1， 383 | 1， 397 | 1，397 | 1， 397 | 1，397 |
|  | 対3．3卒者比（\％） |  | － | － | 11.7 | － 4.8 | A 10.0 | （ 10.5 | A 10.5 | A 10.5 | A 10.5 | （ 10.5 | A 10.5 |
|  | 対4．3卒者比（\％） |  | 1 | － 3.8 | － 6.0 | － 5.7 | A 6.3 | － 6.3 | － 5.8 | － 5.7 | A 5.7 | － 5.7 | A 5.8 |
| $\begin{gathered} \mathrm{e} \\ \text { 就 } \\ \text { 職 } \\ \text { 内 } \\ \text { 定 } \\ \text { 率 } \\ \stackrel{\text { \% }}{ } \end{gathered}$ | 3．3卒者 |  | ／ | $\square$ | 67.3 | 85.4 | 93.3 | 95.8 | 98.0 | 99.6 | 99.8 | 99.8 | 99.8 |
|  | 4．3卒者 |  |  | 69.0 | 84.9 | 91.4 | 94.5 | 96.4 | 98.3 | 99.5 | 99.8 | 99.8 | 99.9 |
|  | 5．3卒者 |  |  | 69.4 | 83.4 | 91.7 | 94.2 | 96.1 | 97.9 | 99.6 | 99.7 | 99.9 | 99.9 |
|  | 男 子 |  |  | 71.0 | 84.7 | 92.1 | 94.3 | 96.1 | 98.2 | 99.6 | 99.7 | 99.9 | 99.9 |
|  | 女 子 | ／ |  | 67.0 | 81.6 | 91.3 | 94.0 | 96.2 | 97.5 | 99.5 | 99．8 | 99． 9 | 100.0 |
|  | 対3．3卒者比（ポイント） | ／＂＇m |  | － | 16.1 | 6.3 | 0.9 | 0.3 | － 0.1 | 0.0 | － 0.1 | 0.1 | 0.1 |
|  | 対4．3卒者比（ポイント） | 1 |  | 0.4 | A 1.5 | 0.3 | － 0.3 | A 0.3 | （ 0.4 | 0.1 | （ 0.1 | 0.1 | 0.0 |
| f <br> 就 <br> 職 <br> 未 <br> 内 <br> 定 <br> 者 <br> 数 | 3．3卒者 | 7 |  | $3$ | 1，334 | 593 | 270 | 170 | 78 | 15 | 9 | 6 | 4 |
|  | 4．3卒者 | ／ |  | 1，192 | 578 | 330 | 208 | 138 | 66 | 19 | 9 | 7 | 2 |
|  | 5．3卒者 | － |  | 1， 124 | 608 | 297 | 209 | 139 | 76 | 16 | 9 | 2 | 1 |
|  | 男 子 | ／ |  | 642 | 338 | 172 | 123 | 85 | 40 | 9 | 6 | 1 | 1 |
|  | 女 子 |  |  | 482 | 270 | 125 | 86 | 54 | 36 | 7 | 3 | 1 | 0 |
|  | 対3．3卒者比（\％） |  |  | － | － 54.4 | － 49.9 | A 22.6 | （ 18.2 | － 2.6 | 6.7 | 0.0 | － 66.7 | （ 75.0 |
|  | 対4．3卒者比（\％） |  |  | － 5.7 | 5.2 | A 10.0 | 0.5 | 0.7 | 15.2 | A 15.8 | 0.0 | （ 71.4 | － 50.0 |

－福島労働局管内の新規高卒者に係る各月末現在の求人•求職の状況を取りまとめたものです。
（注）「求人数」…県内ハローワーク受理求人数

新規高等学校卒業者の産業•職業•規模別 求人状況（6月末現在）
厚生労働省福島労働局職業安定部

|  | 別•職業別•規模別 目 | 4年度 | 3年度 | 対前年同期比（\％） | 対前年増減数（入） |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 産 | A，B 農，林，漁業（01～04） | 90 | 103 | （ 12.6 | （ 13 |
|  | C 鉱業，採石業，砂利採取業（05） | 14 | 17 | （ 17.6 | （ 3 |
|  | D 建 設 業（06～08） | 1，892 | 1，793 | 5.5 | 99 |
|  | E 製 造 業（09～32） | 3，459 | 2，957 | 17.0 | 502 |
|  | 09 食料品製造業 | 301 | 228 | 32.0 | 73 |
|  | 10 飲料・たばこ・飼料製造業 | 11 | 9 | 22.2 | 2 |
|  | 11 繊維工業 | 69 | 66 | 4.5 | 3 |
|  | 12 木材•木製品製造業（家具を除く） | 82 | 64 | 28.1 | 18 |
|  | 13 家具•装備品製造業 | 32 | 29 | 10.3 | 3 |
|  | 14 パルプ・紙•紙加工品製造業 | 68 | 83 | －18．1 | A 15 |
|  | 15 印刷•同関連業 | 35 | 37 | （ 5.4 | － 2 |
|  | 16 化学工業 | 190 | 186 | 2.2 | 4 |
|  | 17 石油製品•石炭製品製造業 | 1 | 6 | － 83.3 | － 5 |
|  | 18 プラスチック製品製造業 | 170 | 147 | 15.6 | 23 |
|  | 19 ゴム製品製造業 | 114 | 120 | － 5.0 | － 6 |
|  | 21 室業•土石製品製造業 | 171 | 134 | 27.6 | 37 |
|  | 22 鉄鋼業 | 32 | 27 | 18.5 | 5 |
|  | 23 非鉄金属製造業 | 62 | 35 | 77.1 | 27 |
|  | 24 金属製品製造業 | 384 | 345 | 11.3 | 39 |
|  | 25 はん用機械器具製造業 | 278 | 212 | 31.1 | 66 |
|  | 26 生産用機械器具製造業 | 148 | 118 | 25.4 | 30 |
|  | 27 業務用機械器具製造業 | 174 | 153 | 13.7 | 21 |
|  | 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 336 | 241 | 39.4 | 95 |
| 業 | 29 電気機械器具製造業 | 287 | 214 | 34.1 | 73 |
|  | 30 情報通信機械器具製造業 | 145 | 147 | （ 1.4 | － 2 |
|  | 31 輸送用機械器具製造業 | 291 | 277 | 5.1 | 14 |
|  | 20， 32 その他の製造業 | 78 | 79 | A 1.3 | A 1 |
|  | F 電気・ガス・熱供給•水道業（33～36） | 32 | 33 | （ 3.0 | （ 1 |
|  | G 情報通信業（ $37 \sim 41$ ） | 18 | 28 | － 35.7 | （ 10 |
|  | H 運輸業，郵便業（42～49） | 236 | 210 | 12.4 | 26 |
| 別 | I 卸売業，小売業（50～61） | 1，032 | 1，212 | （ 14.9 | A 180 |
|  | 50～55 卸売業 | 262 | 255 | 2.7 | 7 |
|  | 56～61 小売業 | 770 | 957 | － 19.5 | A 187 |
|  | J 金融業，保険業（62～67） | 79 | 60 | 31.7 | 19 |
|  | K 不動産業，物品賃貸業（ $68 \sim 70$ ） | 93 | 80 | 16.3 | 13 |
|  | L 学術研究，専門•技術サービス業（71～74） | 126 | 96 | 31.3 | 30 |
|  | M 宿泊業，飲食サービス業（75～77） | 314 | 274 | 14.6 | 40 |
|  | 75 宿泊業 | 178 | 129 | 38.0 | 49 |
|  | 76～77 飲食サービス業 | 136 | 145 | － 6.2 | － 9 |
|  | N 生活関連サービス業，娯楽業（78～80） | 235 | 155 | 51.6 | 80 |
|  | 0 教育，学習支援業（81，82） | 22 | 16 | 37.5 | 6 |
|  | P 医療，福祉（83～85） | 717 | 750 | （ 4.4 | － 33 |
|  | Q 複合サービス業（86～87） | 72 | 78 | （ 7.7 | （ 6 |
|  | R サービス業（他に分類されないもの）（88～96） | 484 | 474 | 2.1 | 10 |
|  | S，T 公務・その他（97～99） | 2 | 2 | 0.0 | 0 |
|  | 合 計 | 8，917 | 8，338 | 6.9 | 579 |
| 職 | A，B 専門的，技術的，管理的職業（01～24） | 850 | 802 | 6.0 | 48 |
|  | C 事務的職業（25～31） | 645 | 532 | 21.2 | 113 |
|  | D 販売の職業（32～34） | 700 | 954 | － 26.6 | － 254 |
|  | E サービスの職業（35～42） | 1，227 | 1，096 | 12.0 | 131 |
|  | H，I，J，K 技能工，製造，採掘，建築等の職業（49～78） | 5，188 | 4，616 | 12.4 | 572 |
| 業 | （49～64）製造•製作の職業 | 3，443 | 3，028 | 13.7 | 415 |
|  | （65～68）輸送の職業 | 104 | 82 | 26.8 | 22 |
|  | $(69,72)$ 定置•建設機械運転の職業 | 480 | 476 | 0.8 | 4 |
| 別 | （ $70 \cdot 71 \cdot 73 \sim 78$ ）建設•採掘•労務の職業 | 1，161 | 1，030 | 12.7 | 131 |
|  | F，G 上記以外の職業 | 307 | 338 | （ 9.2 | （ 31 |
|  | 合 計 | 8，917 | 8，338 | 6.9 | 579 |
| 規 | 29人以下 | 3，441 | 3，157 | 9.0 | 284 |
|  | 30～99人 | 2，874 | 2，566 | 12.0 | 308 |
|  | 100～299人 | 1，531 | 1，459 | 4.9 | 72 |
| 模 | 300～499人 | 292 | 268 | 9.0 | 24 |
|  | 500～999人 | 327 | 256 | 27.7 | 71 |
| 別 | 1，000人以上 | 452 | 632 | － 28.5 | A 180 |
|  | 合 計 | 8，917 | 8，338 | 6.9 | 579 |


[^0]:    ※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は，掲載した時点を明示するなど，正確かつ最新の内容に

[^1]:    ※ 募集広告などの労働者の募集に関する情報を提供する場合は，掲載した時点を明示するなど，正確かつ最新の内容に

[^2]:    《参考資料》
    別表1「新規高等学校卒業者の求人•求職状況の推移（各年6月末現在）」
    別表2「新規高等学校卒業者の地域別求人•求職状況（各年6月末現在）」
    別表3「新規高等学校卒業者の月別求人•求職状況」
    別表4「新規高等学校卒業者の産業•職業•規模別 求人状況（6月末現在）」

